

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月25日

【事業年度】 第72期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

【会社名】 株式会社タチエス

【英訳名】 TACHI-S CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 雄一郎

【本店の所在の場所】 東京都青梅市末広町一丁目3番1号

【電話番号】 (0428)33-1917

【事務連絡者氏名】 代表取締役執行役員 小松 篤司

【最寄りの連絡場所】 東京都青梅市末広町一丁目3番1号

【電話番号】 (0428)33-1917

【事務連絡者氏名】 代表取締役執行役員 小松 篤司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月25日に提出いたしました第72期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる記載がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(省略)

株式会社タチエスにおける繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
(省略) 同社においては、足元、顧客となる自動車メーカー各社の半導体供給制約の緩和を受け、当期において自動車座席事業の黒字化を達成したものの、依然として将来の安定した収益性確保には不確実性を伴っている。そのため、会社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号、以下「適用指針」）に照らした検討を行い、翌連結会計年度の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき、翌連結会計年度の一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産の計上額を算定している。 (省略)	当監査法人は固定資産の減損に関して主に以下の監査手続を実施した。 当監査法人は、株式会社タチエス（親会社）の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (省略)

(省略)

(訂正後)

(省略)

株式会社タチエスにおける繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
(省略) 同社においては、足元、顧客となる自動車メーカー各社の半導体供給不足の解消を受け、当期において自動車座席事業の黒字化を達成したものの、依然として将来の安定した収益性確保には不確実性を伴っている。そのため、会社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号、以下「適用指針」）に照らした検討を行い、翌連結会計年度の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき、翌連結会計年度の一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産の計上額を算定している。 (省略)	当監査法人は、株式会社タチエス（親会社）の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (省略)

(省略)

以上